

国自保第2358号

平成14年3月11日

社団法人日本損害保険協会会長

外国損害保険協会会長

全国自動車共済協同組合連合会会長

全国労働者共済生活協同組合再共済連合会理事長

全国トラック交通共済協同組合連合会会長

全国共済農業協同組合連合会代表理事会長

自動車保険料率算定会理事長

殿（単名各通）

国土交通省自動車交通局保障課長

自動車損害賠償保障法及び関係政省令の改正等に伴う事務の
実施細目について

平成13年6月に政府再保険の廃止及び被害者保護の充実を内容とする
自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号。以下「法」という。）が
改正され、また同年12月に関係政省令が制定・改正され、それぞれ平成
14年4月1日から実施されることになったが、これらの改正等に伴う事務の
実施については、次の実施細目のとおり取り扱うこととし、平成14年4月1
日から実施することとしたので、傘下会員、傘下組合等に周知願います。

なお、新法の経過措置規定により従前のとおり取り扱うこととしているも
のがあることを念のため申し添えます。

実施細目

1 政府再保険の廃止等

（1）政府再保険の廃止

政府による再保険は、契約の始期が平成14年4月1日以降のものから
廃止する。従って、契約の始期が同日以降のものについては従前の手
続きは必要としない。

（2）追加保険料の廃止

追加保険料（追加共済掛金）の支払義務は、契約の始期にかかわらず、平成 14 年 4 月 1 日以降に死亡した事案から廃止する。

2 支払基準（法第 16 条の 3 関係）

法第 16 条の 3 第 1 項の規定による支払基準として、別添のとおり「自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準」（平成 13 年金融庁・国土交通省告示第 1 号。以下「支払基準」という。）を定めたので、平成 14 年 4 月 1 日以降に発生した事故からこれに従って支払うものとし、現行の自動車損害賠償責任保険（共済）支払基準は廃止する。ただし、平成 14 年 3 月 31 日以前に発生した事故については、なお従前の例による。

3 情報提供

書面の交付及び書面等による説明については、次のとおり行うものとし、平成 14 年 4 月 1 日から実施するものとする。

なお、処理中の事案については、保険金（共済金）等の請求が平成 14 年 4 月 1 日以降の場合は法第 16 条の 4 及び法第 16 条の 5 の規定を適用し、保険金等の請求は同年 3 月 31 日以前であるが支払を行った日又は支払わないことを請求者に通知した日は同年 4 月 1 日以降の場合は法第 16 条の 4 第 2 項又は第 3 項及び第 4 項並びに法第 16 条の 5 の規定を適用することとする。

また、次の（1）から（4）までについては、被害者に対する情報提供を念頭においているが、被保険者（被共済者）に対する情報提供については、被害者のプライバシーに配慮しつつ必要な事項を行うものとする。

（1）保険金（共済金）等の支払請求があった時（法第 16 条の 4 第 1 項及び自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払の適正化のための措置に関する命令（平成 13 年内閣府・国土交通省令第 2 号。以下「支払適正化措置省令」という。）第 2 条関係）

① 非一括払の場合

支払基準の概要、保険金（共済金）等の支払の手続の概要及び

指定紛争処理機関の概要を記載した書面を交付すること。

② 一括払の場合

被害者と初期に接触した時点で次の事項を記載した書面を交付すること。

- (i) 一括払制度の概要
 - (ii) 被害者は自賠責保険（共済）に直接請求できること
 - (iii) 一括払額は自賠責保険（共済）支払限度額内では自賠責保険（共済）の支払基準による積算額を下回らないこと
 - (iv) 自賠責保険（共済）支払基準の概要
 - (v) 指定紛争処理機関等紛争処理の仕組みの概要
 - (vi) 自賠責保険（共済）の請求から支払までの手続の概要等
- (2) 保険金（共済金）等の支払いを行った時（第16条の4第2項及び支払適正化措置省令第3条関係）

① 非一括払の場合

事故の年月日、死亡、後遺障害、死亡に至るまでの傷害及び傷害ごとの支払金額を記載した書面を交付すること。

後遺障害の等級及び当該判断理由、減額を行った場合の減額割合及び当該判断理由並びにこれらに対する異議申立ての手続を記載した書面を交付すること。また、以下に掲げる事案については当該判断の理由を具体的に記載すること。

- (i) 後遺障害のうち併合、加重及び相当の事案、外貌醜状の事案、並びに9級以上の神経系統の機能又は精神の障害及び胸腹部臓器の機能障害の事案
- (ii) 重大な過失により減額を行った事案のうち、死亡事案及び傷害の程度等により被害者から事故状況の説明を受けることができなかった傷害事案
- (iii) (ii) 以外の重大な過失により減額を行った傷害事案のうち、異議申立により詳細に審査を行った事案
- (iv) 受傷と死亡又は後遺障害との間の因果関係の有無の判断が困難なため、減額を行った事案

② 一括払の場合

示談額提示の時点において、自賠責保険（共済）支払限度額

内の事案については、示談提示額は自賠責保険（共済）支払基準に従って積算した額より低い額ではないこと及び自賠責保険（共済）支払基準の概要を（1）で交付した書面等を活用して説明すること。

認定結果の連絡時等において、後遺障害の等級及び当該判断理由、減額を行った場合の減額割合及び当該判断理由並びにこれらに対する異議申立ての手續を記載した書面を交付すること。

また、以下に掲げる事案については、当該判断の理由を具体的に記載すること。

- （i）後遺障害のうち併合、加重及び相当の事案、外貌醜状の事案、並びに9級以上の神経系統の機能又は精神の障害及び胸腹部臓器の機能障害の事案
- （ii）重大な過失により減額を行った事案のうち、死亡事案及び傷害の程度等により被害者から事故状況の説明を受けることができなかった傷害事案
- （iii）（ii）以外の重大な過失により減額を行った傷害事案のうち、異議申立により詳細に審査を行った事案
- （iv）受傷と死亡又は後遺障害との間の因果関係の有無の判断が困難なため、減額を行った事案

（3）保険金（共済金）等を支払わないこととした時（法第16条の4第3項及び支払適正化措置省令第4条関係）

① 非一括払の場合

事故状況の概要、被保険者（被共済者）に損害賠償の責任がない場合（無責事案、他人性がない事案、自損事故事案及び請求時効が完成している事案）の判断理由、事故により損害が発生していない場合（運行起因性のない事案、因果関係がない事案及び後遺障害非該当の事案）の判断理由及び保険会社（組合）がてん補の責を免れる場合（保険契約者（共済契約者）又は被保険者（被共済者）が悪意の事案）の判断理由を具体的に説明した書面を交付すること。

また、当該書面には、これらに対する異議申立ての手續を記載すること。

② 一括払の場合

一括社が自賠社と連携して非一括払の場合と同様に行うこと。

- (4) (2) 又は (3) による交付又は説明等を行った後詳細な説明を求められた時（法第 16 条の 5 第 1 項及び支払適正化措置省令第 7 条関係）

① 非一括払の場合

- (i) 損害の細目及びその積算根拠については、詳細を記載した書面を交付すること。この場合、法第 15 条の規定に基づく被保険者（被共済者）からの請求又は法第 16 条の規定に基づく被害者からの請求が競合している事案については、それぞれの請求者に支払われた額の詳細について記載する必要はなく、説明を求めた者に支払われたものについてその詳細を記載することとし、他の者に支払われたものについては、その額のみを記載すること。ただし、自賠責保険（共済）支払限度額を超える事案については、当該限度額を超えている旨の記載をもって足りることとする。
- (ii) 後遺障害等級の判断理由の詳細については、「後遺障害等級認定票」、「後遺障害事案整理票」、「面接調査票」等を交付すること。
- (iii) 減額を行った場合の減額割合の判断理由の詳細及び損害賠償責任が発生していないと判断した場合の判断理由の詳細については、「事故発生状況図」、減額適用上の過失割合、減額理由等を説明した書面を交付すること。
- (iv) 事故により損害が発生していないと判断した場合の判断理由の詳細については、「因果関係事案整理票」等を交付すること。
- (v) 保険会社等がてん補の責を免れる場合の判断理由の詳細については、事案に応じて具体的に説明した書面を交付すること。
- なお、(i) から (v) に掲げる書面を既に交付している場合は、その旨を説明することとする。

② 一括払の場合

自賠社において非一括払の場合と同様に行うこと。ただし、一括社が対応する場合は自賠社と連携して行うこと。

(5) (1) から (4) までに記載された事項以外についても、プライバシーの保護に配慮しつつ、できる限り情報提供するものとする。

4 保険金額（共済金額）（法施行令第2条、法施行令別表関係）

神経系統若しくは精神又は胸腹部臓器に著しい障害を残し介護を要する後遺障害の保険金額（共済金額）が、常時介護については4,000万円に、随時介護については3,000万円に引き上げられたが、複数の後遺障害を有する場合、自動車損害賠償法施行令（昭和30年政令第286号）別表第1内における併合及び同令別表第1と別表第2を通じての併合は行わないので注意すること。また、同令別表第1及び別表第2の障害が両方ある場合は支払基準の適用上被害者に有利なものを認定すること。

5 保険金（共済金）の支払に関する紛争処理制度（法第23条の5～法第23条の21、支払適正化措置省令第1条～第26条関係）

保険金（共済金）等の支払いについて紛争が生じた場合の紛争処理機関として「財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構」が設置され、公正中立で専門的な知見を有する弁護士、医師等で構成する紛争処理委員が調停を行うこととなった。

この機関は、法第23条の5の規定に基づき国土交通大臣及び内閣総理大臣の指定を受けて自賠責保険（共済）に係る保険金（共済金）の支払いに関する紛争処理（調停）を行うもので、東京と大阪において平成14年4月から業務を行うこととしている。

6 届出事案（法第16条の6、法施行規則第3条～第3条の2関係）

法第16条の6に定める届出については、死亡事案若しくは後遺障害事案のうち後遺障害等級第1級から第3級までに該当するもの若しくは併合、加重若しくは相当に該当するものについて保険金（共済金）等の支払いを行ったとき又は請求があったにもかかわらず3(3)により保険金（共済金）等を支払わないこととした理由を記載した書面を交付したときに行うものとし、平成14年4月1日から適用するものとする。

なお、政府との間で再保険契約が成立しているものについては、従来

通りの取り扱いをするものとし、届出は必要としない。

7 報告及び立入検査（第23条の2関係）

別途通知する。

8 通達の廃止

次に掲げる通達は廃止する。ただし、①及び②について、平成14年3月31日以前に発生した事故については、なお従前の例によるものとし、③、④及び⑤について、契約の始期が平成14年3月31日以前の契約については、なお従前の例によるものとする。

- ①「自動車損害賠償責任保険（共済）支払基準について」（昭和50年1月22日付け自保第258号、最終改正平成11年12月24日付け自保第256号）
- ②「自動車損害賠償責任保険（共済）支払基準における被害者に重大な過失がある場合の損害額等の減額の取扱いについて」（平成10年2月20日付け自保第31号）
- ③「自動車損害賠償責任保険契約通知書の早期提出について」（昭和42年5月15日付け自再第215号）
- ④「自動車損害賠償責任再保険事業における再保険（保険）金請求添付書類について」（昭和50年3月31日付け自再第72号）
- ⑤「自動車損害賠償保障法施行規則の一部改正について」（平成5年7月29日付け自保第203号）

自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済
の共済金等の支払基準 平成13年 金融庁 告示第1号
国土交通省

第1 総則

- 1 自動車損害賠償責任保険の保険金等の支払は、自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）第2条並びに別表第1及び別表第2に定める保険金額を限度としてこの基準によるものとする。
- 2 保険金額は、死亡した者又は傷害を受けた者1人につき、自動車損害賠償保障法施行令第2条並びに別表第1及び別表第2に定める額とする。ただし、複数の自動車による事故について保険金等を支払う場合は、それぞれの保険契約に係る保険金額を合算した額を限度とする。

第2 傷害による損害

傷害による損害は、積極損害（治療関係費、文書料その他の費用）、休業損害及び慰謝料とする。

1 積極損害

(1) 治療関係費

① 応急手当費

応急手当に直接かかる必要かつ妥当な実費とする。

② 診察料

初診料、再診料又は往診料にかかる必要かつ妥当な実費とする。

③ 入院料

入院料は、原則としてその地域における普通病室への入院に必要なかつ妥当な実費とする。ただし、被害者の傷害の態様等から医師が必要と認めた場合は、上記以外の病室への入院に必要なかつ妥当な実費とする。

④ 投薬料、手術料、処置料等

治療のために必要かつ妥当な実費とする。

⑤ 通院費、転院費、入院費又は退院費

通院、転院、入院又は退院に要する交通費として必要かつ妥当な実費とする。

⑥ 看護料

ア 入院中の看護料

原則として12歳以下の子供に近親者等が付き添った場合に1日につき4,100円とする。

イ 自宅看護料又は通院看護料

医師が看護の必要性を認めた場合に次のとおりとする。ただし、12歳以下の子供の通院等に近親者等が付き添った場合には医師の証明は要しない。

(ア) 厚生労働大臣の許可を受けた有料職業紹介所の紹介による者

立証資料等により必要かつ妥当な実費とする。

(イ) 近親者等

1日につき2,050円とする。

ウ 近親者等に休業損害が発生し、立証資料等により、ア又はイ(イ)の額を超えることが明らかな場合は、必要かつ妥当な実費とする。

⑦ 諸雑費

療養に直接必要のある諸物品の購入費又は使用料、医師の指示により摂取した栄養物の購入費、通信費等とし、次のとおりとする。

ア 入院中の諸雑費

入院1日につき1,100円とする。立証資料等により1日につき1,

100円を超えることが明らかな場合は、必要かつ妥当な実費とする。

イ 通院又は自宅療養中の諸雑費
必要かつ妥当な実費とする。

⑧ 柔道整復等の費用

免許を有する柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師が行う施術費用は、必要かつ妥当な実費とする。

⑨ 義肢等の費用

ア 傷害を被った結果、医師が身体の機能を補完するために必要と認めた義肢、歯科補てつ、義眼、眼鏡（コンタクトレンズを含む。）、補聴器、松葉杖等の用具の制作等に必要かつ妥当な実費とする。

イ アに掲げる用具を使用していた者が、傷害に伴い当該用具の修繕又は再調達を必要とするに至った場合は、必要かつ妥当な実費とする。

ウ ア及びイの場合の眼鏡（コンタクトレンズを含む。）の費用については、50,000円を限度とする。

⑩ 診断書等の費用

診断書、診療報酬明細書等の発行に必要かつ妥当な実費とする。

(2) 文書料

交通事故証明書、被害者側の印鑑証明書、住民票等の発行に必要かつ妥当な実費とする。

(3) その他の費用

(1)治療関係費及び(2)文書料以外の損害であって事故発生場所から医療機関まで被害者を搬送するための費用等については、必要かつ妥当な実費とする。

2 休業損害

(1) 休業損害は、休業による収入の減少があった場合又は有給休暇を使用した場合に1日につき原則として5,700円とする。ただし、家事従事者については、休業による収入の減少があったものとみなす。

(2) 休業損害の対象となる日数は、実休業日数を基準とし、被害者の傷害の態様、実治療日数その他を勘案して治療期間の範囲内とする。

(3) 立証資料等により1日につき5,700円を超えることが明らかな場合は、自動車損害賠償保障法施行令第3条の2に定める金額を限度として、その実額とする。

3 慰謝料

(1) 慰謝料は、1日につき4,200円とする。

(2) 慰謝料の対象となる日数は、被害者の傷害の態様、実治療日数その他を勘案して、治療期間の範囲内とする。

(3) 妊婦が胎児を死産又は流産した場合は、上記のほかに慰謝料を認める。

第3 後遺障害による損害

後遺障害による損害は、逸失利益及び慰謝料等とし、自動車損害賠償保障法施行令第2条並びに別表第1及び別表第2に定める等級に該当する場合に認める。

等級の認定は、原則として労働者災害補償保険における障害の等級認定の基準に準じて行う。

1 逸失利益

逸失利益は、次のそれぞれに掲げる年間収入額又は年相当額に該当等級の労働能力喪失率（別表Ⅰ）と後遺障害確定時の年齢における就労可能年数のライプニッツ係数（別表Ⅱ－1）を乗じて算出した額とする。ただし、生涯を通じて全年齢平均給与額（別表Ⅲ）の年相当額を得られる蓋然性が認められない場合は、この限りでない。

(1) 有職者

事故前1年間の収入額と後遺障害確定時の年齢に対応する年齢別平均給与

額（別表Ⅳ）の年相当額のいずれか高い額を収入額とする。ただし、次の者については、それぞれに掲げる額を収入額とする。

- ① 35歳未満であって事故前1年間の収入額を立証することが可能な者
事故前1年間の収入額、全年齢平均給与額の年相当額及び年齢別平均給与額の年相当額のいずれか高い額。
 - ② 事故前1年間の収入額を立証することが困難な者
 - ア 35歳未満の者
全年齢平均給与額の年相当額又は年齢別平均給与額の年相当額のいずれか高い額。
 - イ 35歳以上の者
年齢別平均給与額の年相当額。
 - ③ 退職後1年を経過していない失業者（定年退職者等を除く。）
以上の基準を準用する。この場合において、「事故前1年間の収入額」とあるのは、「退職前1年間の収入額」と読み替えるものとする。
- (2) 幼児・児童・生徒・学生・家事従事者
全年齢平均給与額の年相当額とする。ただし、58歳以上の者で年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合は、年齢別平均給与額の年相当額とする。
- (3) その他働く意思と能力を有する者
年齢別平均給与額の年相当額とする。ただし、全年齢平均給与額の年相当額を上限とする。

2 慰謝料等

- (1) 後遺障害に対する慰謝料等の額は、該当等級ごとに次に掲げる表の金額とする。

① 自動車損害賠償保障法施行令別表第1の場合

第1級	第2級
1,600万円	1,163万円

② 自動車損害賠償保障法施行令別表第2の場合

第1級	第2級	第3級	第4級	第5級	第6級	第7級
1,100万円	958万円	829万円	712万円	599万円	498万円	409万円
第8級	第9級	第10級	第11級	第12級	第13級	第14級
324万円	245万円	187万円	135万円	93万円	57万円	32万円

- (2) ① 自動車損害賠償保障法施行令別表第1の該当者であって被扶養者がいるときは、第1級については1,800万円とし、第2級については1,333万円とする。
- ② 自動車損害賠償保障法施行令別表第2第1級、第2級又は第3級の該当者であって被扶養者がいるときは、第1級については1,300万円とし、第2級については1,128万円とし、第3級については973万円とする。
- (3) 自動車損害賠償保障法施行令別表第1に該当する場合は、初期費用等として、第1級には500万円を、第2級には205万円を加算する。

第4 死亡による損害

死亡による損害は、葬儀費、逸失利益、死亡本人の慰謝料及び遺族の慰謝料とする。

後遺障害による損害に対する保険金等の支払の後、被害者が死亡した場合の死亡による損害について、事故と死亡との間に因果関係が認められるときには、その差額を認める。

1 葬儀費

- (1) 葬儀費は、60万円とする。
- (2) 立証資料等により60万円を超えることが明らかな場合は、100万円の範

囲内で必要かつ妥当な実費とする。

2 逸失利益

- (1) 逸失利益は、次のそれぞれに掲げる年間収入額又は年相当額から本人の生活費を控除した額に死亡時の年齢における就労可能年数のライプニッツ係数（別表Ⅱ－１）を乗じて算出する。ただし、生涯を通じて全年齢平均給与額（別表Ⅲ）の年相当額を得られる蓋然性が認められない場合は、この限りでない。

① 有職者

事故前１年間の収入額と死亡時の年齢に対応する年齢別平均給与額（別表Ⅳ）の年相当額のいずれか高い額を収入額とする。ただし、次に掲げる者については、それぞれに掲げる額を収入額とする。

ア ３５歳未満であつて事故前１年間の収入額を立証することが可能な者
事故前１年間の収入額、全年齢平均給与額の年相当額及び年齢別平均給与額の年相当額のいずれか高い額。

イ 事故前１年間の収入額を立証することが困難な者

(7) ３５歳未満の者

全年齢平均給与額の年相当額又は年齢別平均給与額の年相当額のいずれか高い額。

(4) ３５歳以上の者

年齢別平均給与額の年相当額。

ウ 退職後１年を経過していない失業者（定年退職者等を除く。）

以上の基準を準用する。この場合において、「事故前１年間の収入額」とあるのは、「退職前１年間の収入額」と読み替えるものとする。

② 幼児・児童・生徒・学生・家事従事者

全年齢平均給与額の年相当額とする。ただし、５８歳以上の者で年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合は、年齢別平均給与額の年相当額とする。

③ その他働く意思と能力を有する者

年齢別平均給与額の年相当額とする。ただし、全年齢平均給与額の年相当額を上限とする。

- (2) (1)にかかわらず、年金等の受給者の逸失利益は、次のそれぞれに掲げる年間収入額又は年相当額から本人の生活費を控除した額に死亡時の年齢における就労可能年数のライプニッツ係数（別表Ⅱ－１）を乗じて得られた額と、年金等から本人の生活費を控除した額に死亡時の年齢における平均余命年数のライプニッツ係数（別表Ⅱ－２）から死亡時の年齢における就労可能年数のライプニッツ係数を差し引いた係数を乗じて得られた額とを合算して得られた額とする。ただし、生涯を通じて全年齢平均給与額（別表Ⅲ）の年相当額を得られる蓋然性が認められない場合は、この限りでない。

年金等の受給者とは、各種年金及び恩給制度のうち原則として受給権者本人による拠出性のある年金等を現に受給していた者とし、無拠出性の福祉年金や遺族年金は含まない。

① 有職者

事故前１年間の収入額と年金等の額を合算した額と、死亡時の年齢に対応する年齢別平均給与額（別表Ⅳ）の年相当額のいずれか高い額とする。ただし、３５歳未満の者については、これらの比較のほか、全年齢平均給与額の年相当額とも比較して、いずれか高い額とする。

② 幼児・児童・生徒・学生・家事従事者

年金等の額と全年齢平均給与額の年相当額のいずれか高い額とする。ただし、５８歳以上の者で年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合は、年齢別平均給与額の年相当額と年金等の額のいずれか高い額とする。

③ その他働く意思と能力を有する者

年金等の額と年齢別平均給与額の年相当額のいずれか高い額とする。ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を上回る場合は、全年齢平均給与額の年相当額と年金等の額のいずれか高い額とする。

- (3) 生活費の立証が困難な場合、被扶養者がいるときは年間収入額又は年相当額から35%を、被扶養者がいないときは年間収入額又は年相当額から50%を生活費として控除する。

3 死亡本人の慰謝料

死亡本人の慰謝料は、350万円とする。

4 遺族の慰謝料

慰謝料の請求権者は、被害者の父母（養父母を含む。）、配偶者及び子（養子、認知した子及び胎児を含む。）とし、その額は、請求権者1人の場合には550万円とし、2人の場合には650万円とし、3人以上の場合には750万円とする。

なお、被害者に被扶養者がいるときは、上記金額に200万円を加算する。

第5 死亡に至るまでの傷害による損害

死亡に至るまでの傷害による損害は、積極損害〔治療関係費（死体検案書料及び死亡後の処置料等の実費を含む。）、文書料その他の費用〕、休業損害及び慰謝料とし、「第2 傷害による損害」の基準を準用する。ただし、事故当日又は事故翌日死亡の場合は、積極損害のみとする。

第6 減額

1 重大な過失による減額

被害者に重大な過失がある場合は、次に掲げる表のとおり、積算した損害額が保険金額に満たない場合には積算した損害額から、保険金額以上となる場合には保険金額から減額を行う。ただし、傷害による損害額（後遺障害及び死亡に至る場合を除く。）が20万円未満の場合はその額とし、減額により20万円以下となる場合は20万円とする。

減額適用上の被害者の過失割合	減額割合	
	後遺障害又は死亡に係るもの	傷害に係るもの
7割未満	減額なし	減額なし
7割以上8割未満	2割減額	2割減額
8割以上9割未満	3割減額	
9割以上10割未満	5割減額	

2 受傷と死亡又は後遺障害との間の因果関係の有無の判断が困難な場合の減額

被害者が既往症等を有していたため、死因又は後遺障害発生原因が明らかでない場合等受傷と死亡との間及び受傷と後遺障害との間の因果関係の有無の判断が困難な場合は、死亡による損害及び後遺障害による損害について、積算した損害額が保険金額に満たない場合には積算した損害額から、保険金額以上となる場合には保険金額から5割の減額を行う。

附 則

この告示は、平成14年4月1日から施行し、同日以後に発生する自動車の運行による事故に係る自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払から適用する。

別表 I

労働能力喪失率表

自動車損害賠償保障法施行令別表第1の場合

障害等級	労働能力喪失率
第1級	100/100
第2級	100/100

自動車損害賠償保障法施行令別表第2の場合

障害等級	労働能力喪失率
第1級	100/100
第2級	100/100
第3級	100/100
第4級	92/100
第5級	79/100
第6級	67/100
第7級	56/100
第8級	45/100
第9級	35/100
第10級	27/100
第11級	20/100
第12級	14/100
第13級	9/100
第14級	5/100

就労可能年数とライプニッツ係数表

(1) 18歳未満の者に適用する表

年令	幼児・児童・生徒・学生・ 右欄以外の働く意思と能力を有する者		有職者	
	就労可能年数	係数	就労可能年数	係数
0	49	7.549	67	19.239
1	49	7.927	66	19.201
2	49	8.323	65	19.161
3	49	8.739	64	19.119
4	49	9.176	63	19.075
5	49	9.635	62	19.029
6	49	10.117	61	18.980
7	49	10.623	60	18.929
8	49	11.154	59	18.876
9	49	11.712	58	18.820
10	49	12.297	57	18.761
11	49	12.912	56	18.699
12	49	13.558	55	18.633
13	49	14.236	54	18.565
14	49	14.947	53	18.493
15	49	15.695	52	18.418
16	49	16.480	51	18.339
17	49	17.304	50	18.256

(2) 18歳以上の者に適用する表

年令	就労可能年数	係数	年令	就労可能年数	係数	年令	就労可能年数	係数	年令	就労可能年数	係数
18	49	18.169	39	28	14.898	60	11	8.306	81	4	3.546
19	48	18.077	40	27	14.643	61	10	7.722	82	4	3.546
20	47	17.981	41	26	14.375	62	10	7.722	83	3	2.723
21	46	17.880	42	25	14.094	63	9	7.108	84	3	2.723
22	45	17.774	43	24	13.799	64	9	7.108	85	3	2.723
23	44	17.663	44	23	13.489	65	9	7.108	86	3	2.723
24	43	17.546	45	22	13.163	66	8	6.463	87	3	2.723
25	42	17.423	46	21	12.821	67	8	6.463	88	3	2.723
26	41	17.294	47	20	12.462	68	8	6.463	89	2	1.859
27	40	17.159	48	19	12.085	69	7	5.786	90	2	1.859
28	39	17.017	49	18	11.690	70	7	5.786	91	2	1.859
29	38	16.868	50	17	11.274	71	7	5.786	92	2	1.859
30	37	16.711	51	16	10.838	72	6	5.076	93	2	1.859
31	36	16.547	52	15	10.380	73	6	5.076	94	2	1.859
32	35	16.374	53	14	9.899	74	6	5.076	95	2	1.859
33	34	16.193	54	13	9.394	75	5	4.329	96	2	1.859
34	33	16.003	55	13	9.394	76	5	4.329	97	2	1.859
35	32	15.803	56	12	8.863	77	5	4.329	98	2	1.859
36	31	15.593	57	12	8.863	78	5	4.329	99	2	1.859
37	30	15.372	58	11	8.306	79	4	3.546	100～	1	0.952
38	29	15.141	59	11	8.306	80	4	3.546			

(注) 1. 18歳未満の有職者及び18歳以上の者の場合の就労可能年数については、

(1) 55歳未満の者は、67歳から被害者の年齢を控除した年数とした。

(2) 55歳以上の者は、平均余命年数の1/2とし、端数は切上げた。

2. 幼児・児童・生徒・18歳未満の学生及び働く意思と能力を有する者(有職者・家事従事者・18歳以上の学生以外)の場合の就労可能年数及びライプニッツ係数は、下記(例)に準じて算出する。

(例) 3歳の場合

(1) 就労の終期(67歳)までの年数64年(67年-3年)に対応する係数 19.119

(2) 就労の始期(18歳)までの年数15年(18年-3年)に対応する係数 10.380

(3) 就労可能年数 49年(64年-15年)

(4) 適用する係数 8.739(19.119-10.380)

別表Ⅱ-2

平均余命年数とライプニッツ係数表

年令	男		女		年令	男		女		年令	男		女		年令	男		女	
	平均 余命 年数	係数	平均 余命 年数	係数		平均 余命 年数	係数	平均 余命 年数	係数		平均 余命 年数	係数	平均 余命 年数	係数		平均 余命 年数	係数	平均 余命 年数	係数
歳	年		年		歳	年		年		歳	年		年		歳	年		年	
0	76	19.509	82	19.634	27	50	18.256	56	18.699	54	25	14.094	30	15.372	81	6	5.076	8	6.463
1	75	19.485	82	19.634	28	49	18.169	55	18.633	55	24	13.799	29	15.141	82	6	5.076	8	6.463
2	74	19.459	81	19.616	29	48	18.077	54	18.565	56	23	13.489	28	14.898	83	5	4.329	7	5.786
3	73	19.432	80	19.596	30	47	17.981	53	18.493	57	22	13.163	27	14.898	84	5	4.329	7	5.786
4	72	19.404	79	19.576	31	46	17.880	52	18.418	58	21	12.821	26	14.643	85	5	4.329	6	5.076
5	71	19.374	78	19.555	32	45	17.774	51	18.339	59	21	12.821	26	14.375	86	4	3.546	6	5.076
6	70	19.343	77	19.533	33	44	17.663	50	18.256	60	20	12.462	25	14.094	87	4	3.546	5	4.329
7	69	19.310	76	19.509	34	43	17.546	49	18.169	61	19	12.085	24	13.799	88	4	3.546	5	4.329
8	68	19.275	75	19.485	35	42	17.423	48	18.077	62	18	11.690	23	13.489	89	3	2.723	5	4.329
9	67	19.239	74	19.459	36	41	17.294	47	17.981	63	17	11.274	22	13.163	90	3	2.723	4	3.546
10	67	19.239	73	19.432	37	40	17.159	46	17.880	64	17	11.274	21	12.821	91	3	2.723	4	3.546
11	66	19.201	72	19.404	38	39	17.017	45	17.774	65	16	10.838	20	12.462	92	3	2.723	4	3.546
12	65	19.161	71	19.374	39	38	16.868	44	17.663	66	15	10.380	20	12.462	93	2	1.859	3	2.723
13	64	19.119	70	19.343	40	38	16.868	43	17.546	67	15	10.380	19	12.085	94	2	1.859	3	2.723
14	63	19.075	69	19.310	41	37	16.711	43	17.546	68	14	9.899	18	11.690	95	2	1.859	3	2.723
15	62	19.029	68	19.275	42	36	16.547	42	17.423	69	13	9.394	17	11.274	96	2	1.859	3	2.723
16	61	18.980	67	19.239	43	35	16.374	41	17.294	70	12	8.863	16	10.838	97	2	1.859	2	1.859
17	60	18.929	66	19.201	44	34	16.193	40	17.159	71	12	8.863	15	10.380	98	2	1.859	2	1.859
18	59	18.876	65	19.161	45	33	16.003	39	17.017	72	11	8.306	15	10.380	99	2	1.859	2	1.859
19	58	18.820	64	19.119	46	32	15.803	38	16.868	73	11	8.306	14	9.899	100	1	0.952	2	1.859
20	57	18.761	63	19.075	47	31	15.593	37	16.711	74	10	7.722	13	9.394	101	1	0.952	2	1.859
21	56	18.699	62	19.029	48	30	15.372	36	16.547	75	9	7.108	12	8.863	102	1	0.952	2	1.859
22	55	18.633	61	18.980	49	29	15.141	35	16.374	76	9	7.108	12	8.863	103	1	0.952	2	1.859
23	54	18.565	60	18.929	50	28	14.898	34	16.193	77	8	6.463	11	8.306	104	1	0.952	2	1.859
24	53	18.493	59	18.876	51	27	14.643	33	16.003	78	8	6.463	10	7.722	105	1	0.952	1	0.952
25	52	18.418	58	18.820	52	27	14.643	32	15.803	79	7	5.786	10	7.722					
26	51	18.339	57	18.761	53	26	14.375	31	15.593	80	7	5.786	9	7.108					

(注)平均余命年数は「第18回生命表参考表」による平均余命とした。

別表Ⅲ

全年齢平均給与額(平均月額)

男子	415,400	女子	275,100
----	---------	----	---------

別表Ⅳ

年齢別平均給与額(平均月額)

年齢 歳	男子 円	女子 円
18	187,400	169,600
19	199,800	175,800
20	219,800	193,800
21	239,800	211,900
22	259,800	230,000
23	272,800	238,700
24	285,900	247,400
25	298,900	256,000
26	312,000	264,700
27	325,000	273,400
28	337,300	278,800
29	349,600	284,100
30	361,800	289,400
31	374,100	294,700
32	386,400	300,100
33	398,000	301,900
34	409,600	303,700
35	421,300	305,500
36	432,900	307,300
37	444,500	309,100
38	450,500	307,900
39	456,600	306,800
40	462,600	305,600
41	468,600	304,500
42	474,700	303,300
43	478,300	301,000

年齢 歳	男子 円	女子 円
44	482,000	298,800
45	485,600	296,500
46	489,300	294,300
47	492,900	292,000
48	495,500	291,800
49	498,100	291,700
50	500,700	291,600
51	503,300	291,400
52	505,800	291,300
53	500,700	288,500
54	495,500	285,600
55	490,300	282,800
56	485,200	280,000
57	480,000	277,200
58	455,400	269,000
59	430,900	260,900
60	406,300	252,700
61	381,700	244,500
62	357,200	236,400
63	350,100	236,400
64	343,000	236,400
65	336,000	236,500
66	328,900	236,500
67	321,800	236,500
68～	314,800	236,600

(注) 本表は、平成12年賃金センサス第1巻第1表産業計(民・公営計)によりもとめた企業規模10～999人・学歴計の年齢階層別平均給与額(含臨時給与)をその後の賃金動向を反映して0.999倍したものである。